

総合防災訓練を実施します
～地域ぐるみで防災力を高めよう～

▽日時 11月20日(日) 午前8時

30分～11時30分
▽場所 五日市小学校校庭
▽内容 防災技能体験訓練、放水訓練、救急救命訓練、給食訓練、参集訓練やドローンを活用した物資搬送訓練を予定しています。

また、一部の町内会・自治会では、一時集合場所などで防災訓練が実施されますので、積極的に参加してください。詳しくは、町内会・自治会にお問い合わせください。
▽問合せ 地域防災課防災安全係

教育委員に小西フミ子氏が就任しました



小西フミ子氏

教育委員の任期満了に伴い、小西フミ子氏が10月28日付けで教育委員会委員として市長から任命されました。小西氏は、あきる野市社会福祉協議会評議員、あきる野市障害者団体連絡協議

東京都功労者表彰

10月3日、東京都功労者表彰式において、次の方が表彰されました。

消防・災害対策功労

館谷在住で元あきる野市消防団長の岸義男さんが表彰されま



岸義男さん

した。これは、消防団活動を通しての長年にわたる献身的な活躍と、数々の功績が認められたものです。

「あきる野市環境白書(平成27年度)」を作成しました

環境白書は、市の環境の現状や環境基本計画などで定めた施策の取組状況をまとめたものです。情報公開コーナー(市役所4階)、各図書館、市ホームページでご覧になれます。
▽問合せ 環境政策課環境政策係

戦没者追悼式を開催します



先の大戦で亡くなられた方々のご冥福を祈り、恒久平和を祈念するため、市と遺族会との共催で戦没者追悼式を行います。

あきる野市耐震改修促進計画を改訂しました

平成21年に策定したあきる野市耐震改修促進計画について、引き続き市内建築物の耐震化の促進を図るため、計画を改訂しました。計画の内容は、情報公開コーナー(市役所4階)、各図書館、市ホームページで閲覧できます。
▽改訂した主な内容
●計画期間の更新(平成32年度まで)
●地震による被害想定の見直し(立川断層帯地震の被害想定(追加など))
●耐震化目標の見直し(住宅、平成27年度末78・2%↓平成32年度末95・0%)など
▽その他 11月12日(土)・13日(日)に都立秋留台公園で開催されるあきる野市産業祭で、木造住宅耐震診断相談コーナーを開設します。昭和56年以前の住宅にお住まいの方は、この

この式典に参加を希望される方を募集します。

▽日時 11月26日(土) 午前10時
▽場所 五日市会館
▽定員 30人(申込み順)
▽申込み方法 11月18日(金)までに電話で申し込んでください。
▽申込み・問合せ 生活福祉課庶務計画係(直通558・1927)

平和パネル展を開催します

先の大戦での市民の暮らしや東京空襲を中心に、貴重な写真パネルを展示します。
▽日時 11月14日(月)～18日(金) 午前8時30分～午後5時15分(16日(水)は、午後8時まで)
▽場所 市役所1階コミュニケーションホール
▽問合せ 総務課庶務係

臨時福祉給付金の受付は11月30日まで

現在、受け付けをしている臨時福祉給付金の申請期限は、11月30日(水)までです。対象となる方で、まだ申請されていない方は、申請手続きを行ってください。給付金の支給は申請からおおむね2か月程度かかります。
▽対象 平成28年度分の市民税(均等割)が課税されている方(課税されている方の扶養となっていない方、生活保護受給者などを除く)
※障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方(高齢者向け給付金受給者は除く)は、同時に障害・遺族年金受給者向け給付金の対象となる可能性があります。
▽申請期間 11月30日(水)までの月曜～金曜日(土曜・日曜、祝日を除く午前9時～午後5時)

イノシシ出没注意



市内で、イノシシの目撃情報が多発しています。外出(特に夜間)の際には十分に注意し、就寝の際は施錠、雨戸を閉めるなど戸締りをしっかり行ってください。また、イノシシを目撃した場合は大声を出さないなど、できるだけ刺激しない行動を取り、人への被害が予想される場合は、すぐに警察に通報してください。その他、目撃情報などは農林課農政係へご連絡ください。
▽問合せ 農林課農政係

秋の火災予防運動実施期間
11月9日(水)～15日(火)
「火の始末 油断しないで 最後まで」

▽推進項目 地域に根差した防火安全対策の推進

防火のついで

▽日時 11月11日(金)
●第1部：午後1時30分～2時30分
●第2部：午後2時40分～4時
▽場所 秋川ふれあいセンター1
▽内容
●第1部：表彰式
●第2部：講演会(女優三咲順子によるピアノ防災一人語り)

「給付金」を装った「振り込め詐欺」「個人情報・マイナンバーの詐取」などにご注意ください

給付金を装った不審な電話やメール、訪問があるとの情報が寄せられています。
※給付金の申請にマイナンバーは必要ありません。
※不審な電話やメール、訪問があった場合は、市役所や警察署または警察相談専用電話(☎9110)にご連絡ください。
市から申請内容などについて連絡する場合は、次の電話番号からお掛けします(☎558・

1927(生活福祉課直通)、☎518・7859(臨時福祉給付金専用ダイヤル)。
また、市町村や厚生労働省、都道府県などがATM(銀行・コンビニ)などの現金自動支払機)の操作をお願いしたり、手数料などの振り込みを求めたりすることはありません。
▽問合せ 生活福祉課庶務計画係

個人住民税の特別徴収(給与天引き)のお願い

平成29年度から原則全ての事業主の皆さんに、従業員の給与所得に係る個人住民税を特別徴収で納めていただくこととなります。対象となる事業所などのご理解とご協力をお願いします。
▽その他 詳しくは、都ホームページ(<http://www.tokubetsu.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>)をご覧ください。
▽問合せ 課税課市民税係(直通558・1682)

事業主の皆さん 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さんは、特別徴収の実施に向けて、ご協力くださるようお願いいたします。

特別徴収とは？

従業員の方の個人住民税は、事業主の方が従業員の方に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく「特別徴収」が原則となっています。
※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「納期の特例」の制度があります。

特別徴収のメリット

特別徴収にしていると、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

■詳しくはホームページをご覧ください。

東京都

特別徴収

検索